

日本における経済犯罪 世界とのギャップ



経済犯罪の発覚理由は
「偶然」

44%

日本

12%

アジア太平洋

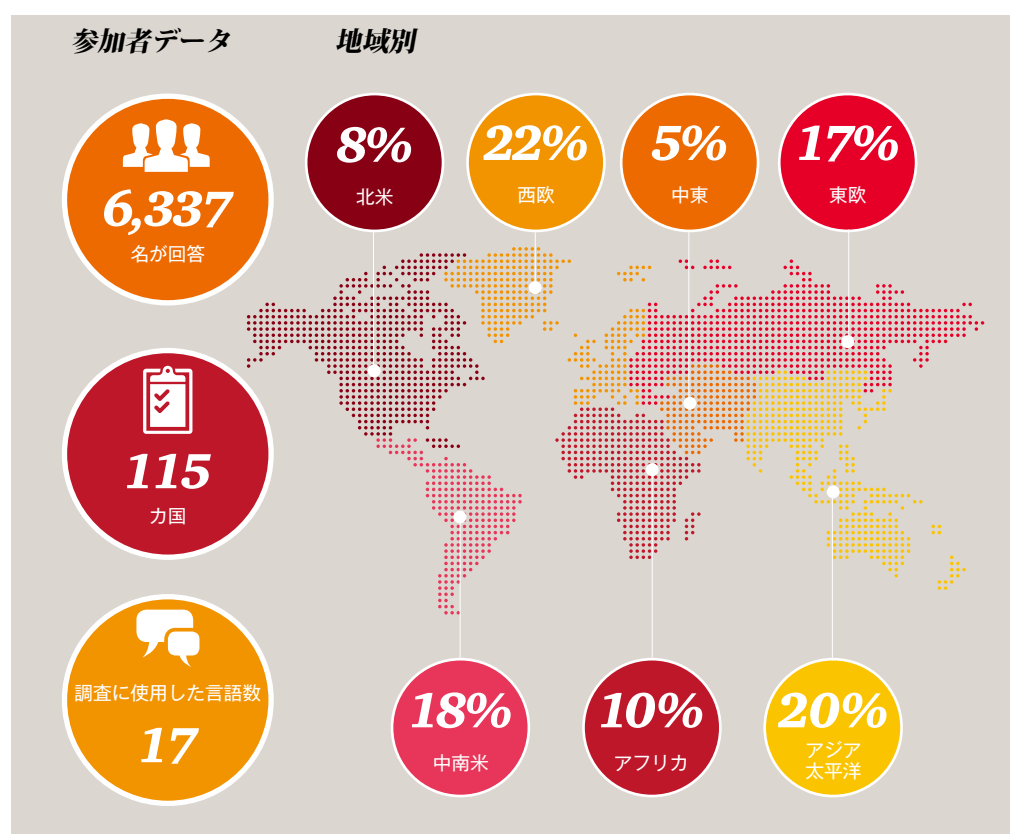
11%

世界

序文(Executive Summary)

過去2年間における横領、不正、贈収賄、サイバー犯罪などの経済犯罪被害に関してPwCは2年に一度、世界的な経済犯罪実態調査を行っており、今回は115カ国、6,337名から回答を得た。本報告書では、それらの回答の中でも特に日本(全回答数73名)に焦点を置き、その結果を日本を含むアジア太平洋地域の結果および世界全体の結果と比較している。前回実施した2014年の調査結果と比較すると、日本における全般的な不正に対する意識は高まっているが、対策面では依然として世界全体とのギャップが見られる結果となった。

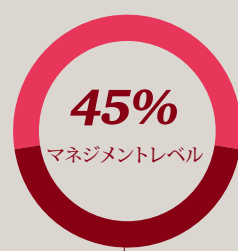
過去2年間で経済犯罪被害に遭ったと回答した日本企業は前回に比べ8%増加し、23%となった。世界全体の結果としては前回より微減しているのに対し、日本における被害報告企業の割合は増加する結果となっている。また依然として経済犯罪被害に遭ったと回答した日本企業のうち、主犯格は企業の内部者であると回答した企業が圧倒的に多く、88%となっている。これは世界全体(46%)、アジア太平洋(55%)の結果と比べて突出して多いが、海外ではサイバー犯罪やマ



マネーロンダリングなどの外部者による経済犯罪が日本に比べ多く発生していることが一因として考えられる。一方、経済犯罪の発覚理由については、「偶然」と回答した企業が44%となっている。世界全体の結果としては、「疑わしい取引の報告」(14%)が最も多く、次いで、「内部監査」「内部からの相談」「偶然」が同率(11%)で続くことから、日本企業の不正に対するモニタリングシステムは、諸外国に比べて脆弱と言わざるを得ない。その他、前述のサイバー犯罪対策やマネーロンダリング／テロ資金供与対策など専門的かつ高度な課題に対しても、認識はしているものの十分な体制構築ができていないとの回答が目立った。

企業は従来どおりの経済犯罪対策に加え、新たな犯罪への対策を行わなければならない。そのために内部統制の強化・見直しの定期的な実施に限らず、外部専門家の活用を視野に入れた、経済犯罪に対する予防から有事対応までの一貫した計画を立てておく必要がある。それにより、万が一犯罪が発生してしまった場合でも、迅速かつ適切な対応を取ることで、被害を最小限に食い止めることができるのである。

回答者



70%

の回答者が、財務、経営管理、監査、コンプライアンス、リスク管理の業務を担当

54%

の回答者が、従業員1,000人以上の企業に雇用されており、それらの参加企業のうち、

48%

が従業員10,000人以上を擁している

37%

の回答者が上場企業の代表であり

59%

の回答者が多国籍企業に属している

業界



35%

製造業



24%

金融



14%

消費財



7%

テクノロジー



6%

専門サービス



13%

その他

目次

序文	2
日本における経済犯罪	6
不正は主に企業内部で起こっている	12
内部統制 — 統制環境の改善が必要	14
日本企業は不正を自ら把握・対処することを重視している	18
企業を取り巻く不正リスクの把握	20
サイバー犯罪の脅威とその対応計画	22
規制の厳格化に伴う査察の急増とリスク評価の重要性	24
予防と有事対応	26

調査概要

調査期間：2015年7月～2015年9月

調査方法：オンラインによる選択式アンケート調査

有効回答数：世界115カ国・地域から6,337名（うち、アジア太平洋1,287名、日本73名）

回答者の特徴：【世界全体】回答者の45%が組織を代表する経営幹部、37%が上場企業、54%が従業員1,000人超の企業

【日本】回答者の30%が組織を代表する経営幹部、58%が上場企業、49%が従業員1,000人超の企業（業種は、通信、小売、テクノロジー、製薬、製造、自動車、建設、金融など）

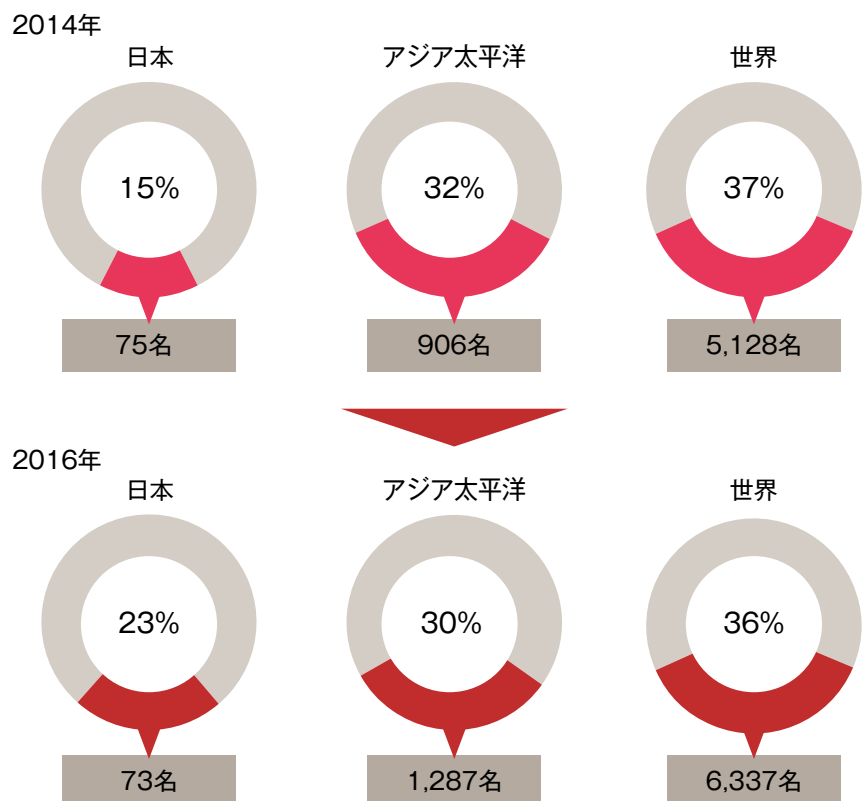


世界の潮流に反して被害報告企業の割合が増える日本。
何が起きているのか？

日本における経済犯罪

前回と今回の調査結果を比較すると、過去2年間で経済犯罪被害に遭ったと回答した企業の割合は、世界全体・アジア太平洋地域では微減しており、世界全体では36%(-1%)、アジア太平洋地域では30%(-2%)という結果となった(図1)。一方、日本では、前回の調査から8%増えて23%となっており、他の地域の結果に反して大幅に増加している。その理由としてはさまざまな要因が考えられるが、前回の調査時と比べ1社当たりの経済犯罪発生件数の割合が大幅に減っている(後述)ことを考えると、より多くの企業で何かしらの経済犯罪が発生していることが推察される。また、昨今の紙面をにぎわすような粉飾決算や情報漏えいなどの事件の報道により、日本における経済犯罪に対する意識が変化してきているといえる。今まで顕在化していなかった経済犯罪が、より表面化する傾向にある。1件当たりの被害額は増加傾向にあるという調査結果もあり、今後は対策をより強化していく必要があろう。

図1 過去24カ月以内に経済犯罪の被害に遭ったと回答した企業



2016年に報告件数が最も多い経済犯罪の上位三種類



資産の横領



財務報告に係る不正



贈収賄・汚職
購買に関する不正

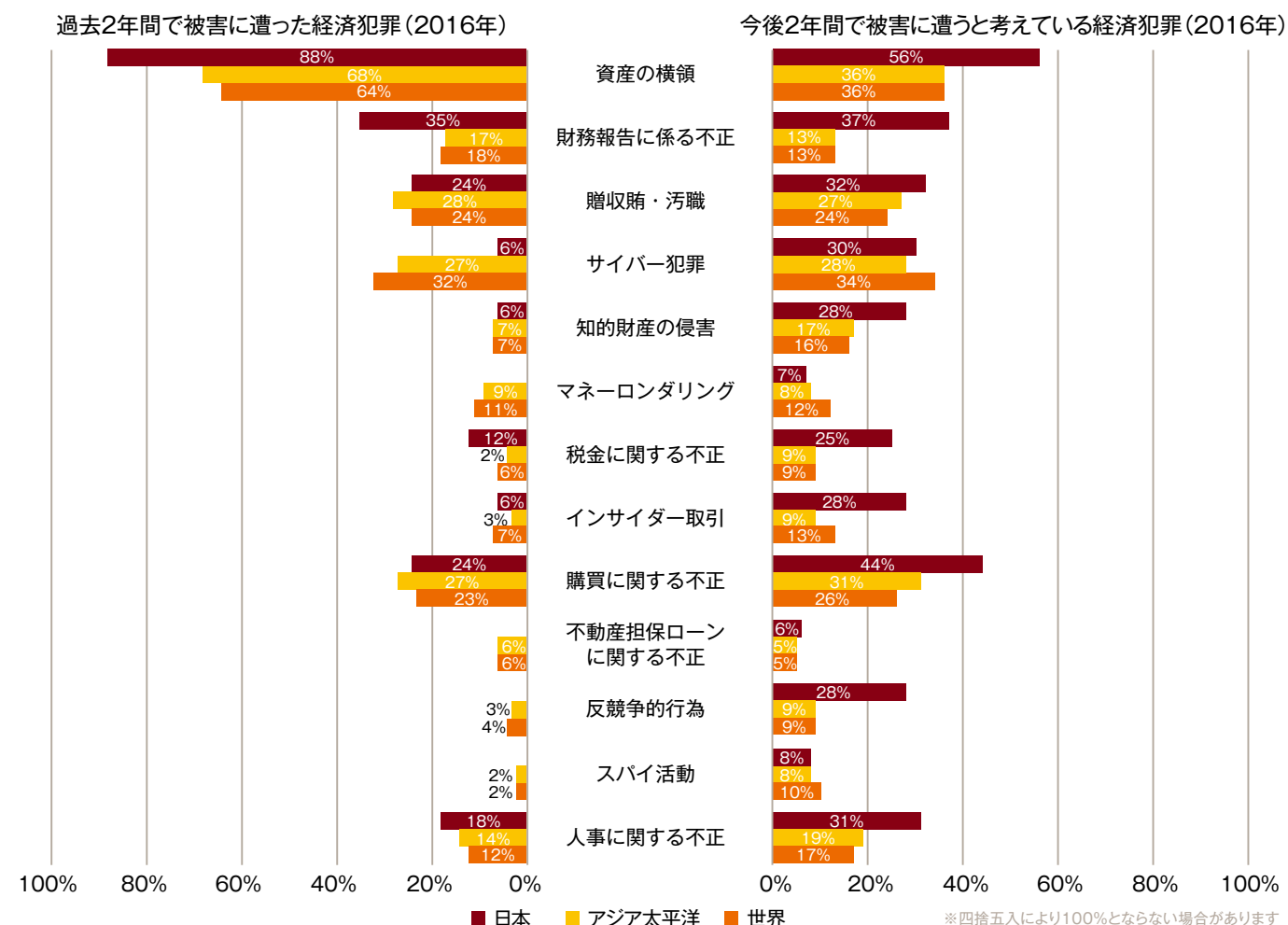
前回の調査結果からは、経営陣が特に危機意識を抱いている経済犯罪の種類と、実際に企業が被害にあっている経済犯罪の種類に乖離があったことが分かった。具体的には、前回の調査時において、経営陣が自社では起こりにくく考えていた「資産の横領」、「会計不正」、「贈収賄や汚職」、「購買に関する不正」、「人事に関する不正」などは実際に多く発生していた。

一方、今回の調査結果を見る限り、その乖離幅は縮小している(図2)。例えば「資産の横領」について見てみると、前回調査で「資産の横領は起こる可能性が低い」と回答した経営陣が69%であったのに対し、今回は23%であった。逆に、「起

こる可能性が高い」と回答した経営陣は、前回は25%であったが今回は56%まで増えた。

また今回の調査結果から、日本の経営陣は世界全体・アジア太平洋地域と比較して、「サイバー犯罪」「税金に関する不正」「知的財産の侵害」「インサイダー取引」「反競争的行為」について、実際に被害に遭っている割合に反して今後発生する可能性が高いと考えていることが分かる。これは構造・仕組みが複雑で発見・対策が難しい犯罪に対し、日本企業の経営陣が特に警戒を強めているためだと考えられる。

図2 経済犯罪の種類



企業1社当たりで発見される経済犯罪の総件数について、前回に引き続き今回も調査を実施した。調査結果を見ると、日本では前回と比較して「11件～50件」と回答した企業の割合が43%減って12%となった。また、「10件以下」と回答した企業が88%と圧倒的に多く、「51件以上」と回答した企業は1社もなかった(図3・4)。今回の調査結果からは、日本企業は世界全体・アジア太平洋地域の企業と比較して1社当たりの経済犯罪件数が少ないということが読みとれる(図3)。

図3 1社当たりの経済犯罪の被害件数

2016年

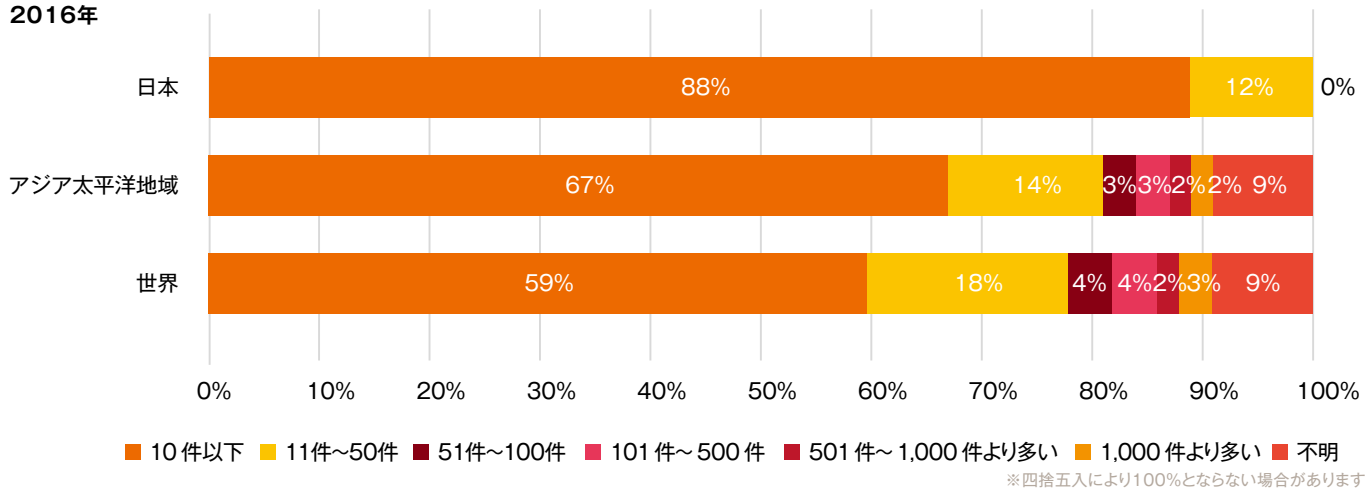
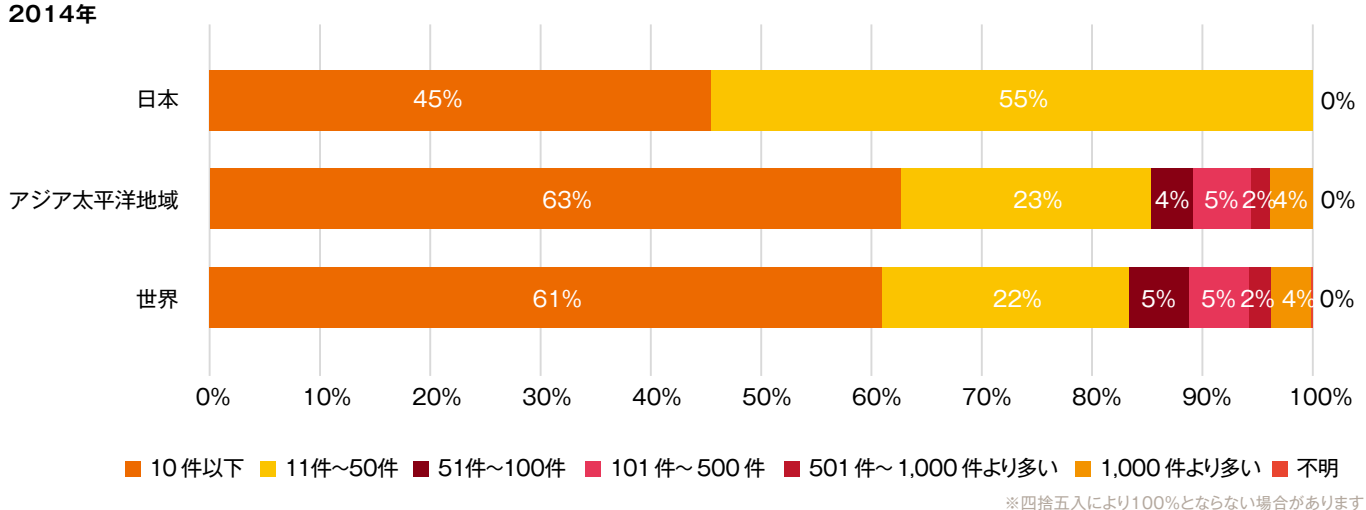


図4 1社当たりの経済犯罪の被害件数

2014年

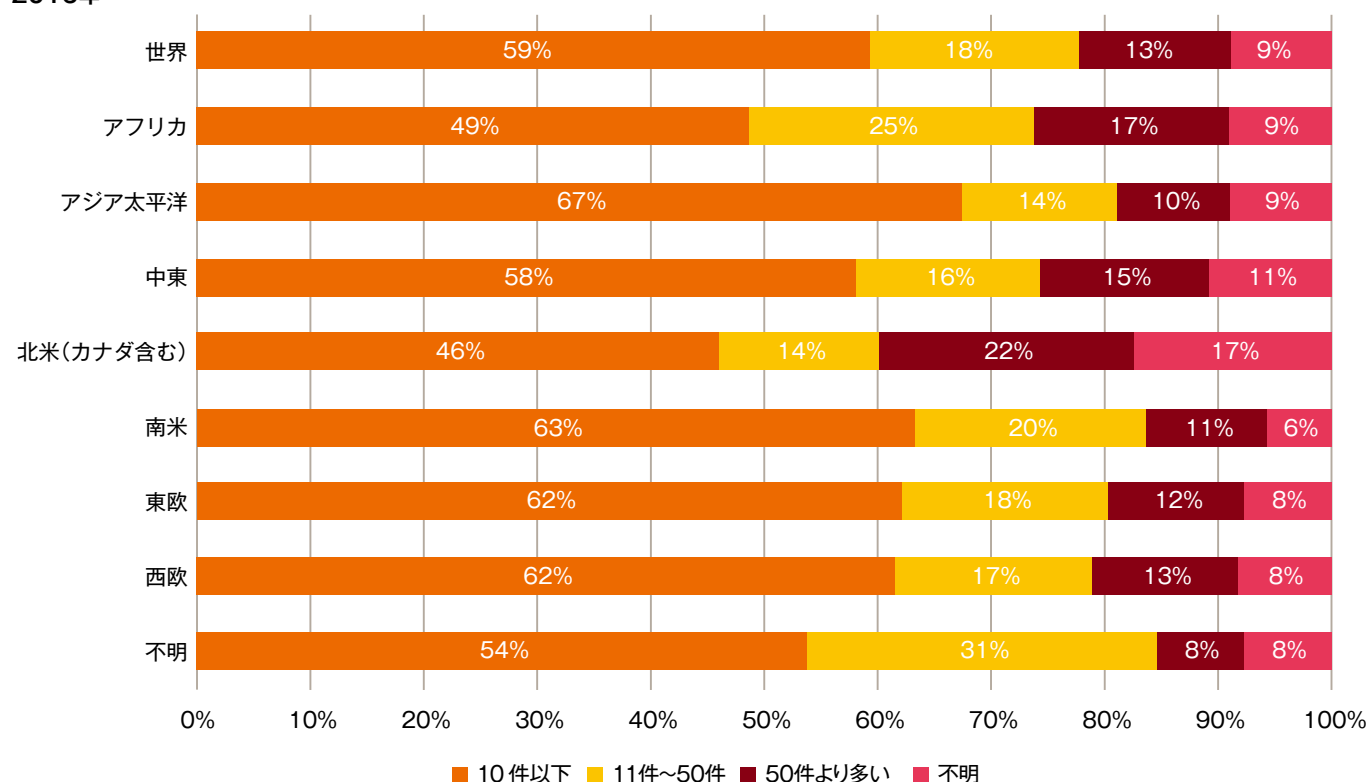


しかし、同じ質問の回答を世界全体で見ると「51件以上」と回答した企業は13%となっている。さらに各地域単位で集計すると、北米・アフリカ・中東は特に発生件数が多い結果になっている(図5)。これらは必ずしも社内で単発的に発生しているわけではなく、社内環境を要因とした広く連鎖的に発生している事象ではないかと推測される。

この分析において、日本の結果のみに重きを置くことはあまり意味がない。国内でビジネスが完結することは稀であり、実際は世界中に存在している取引相手・提携先・ビジネスパートナーや自社の関係会社などが絡んでいる。関与先で発生した犯罪が自社へ飛び火する可能性は無視できず、日本企業を取り巻く経済犯罪に対するリスクは決して油断できるものではないといえる。

図5 地域別1社当たりの経済犯罪の被害件数

2016年

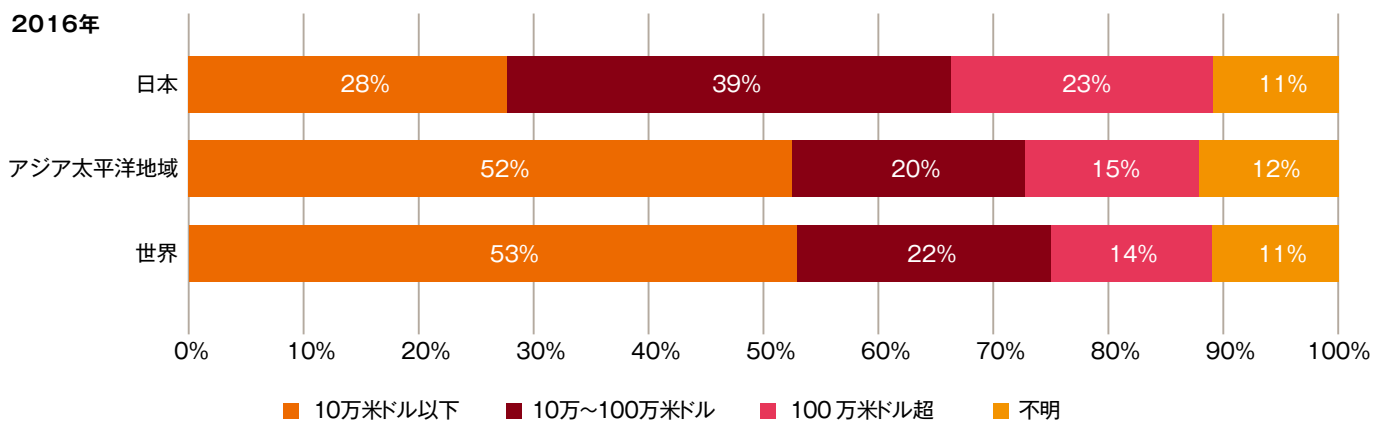


※四捨五入により100%とならない場合があります



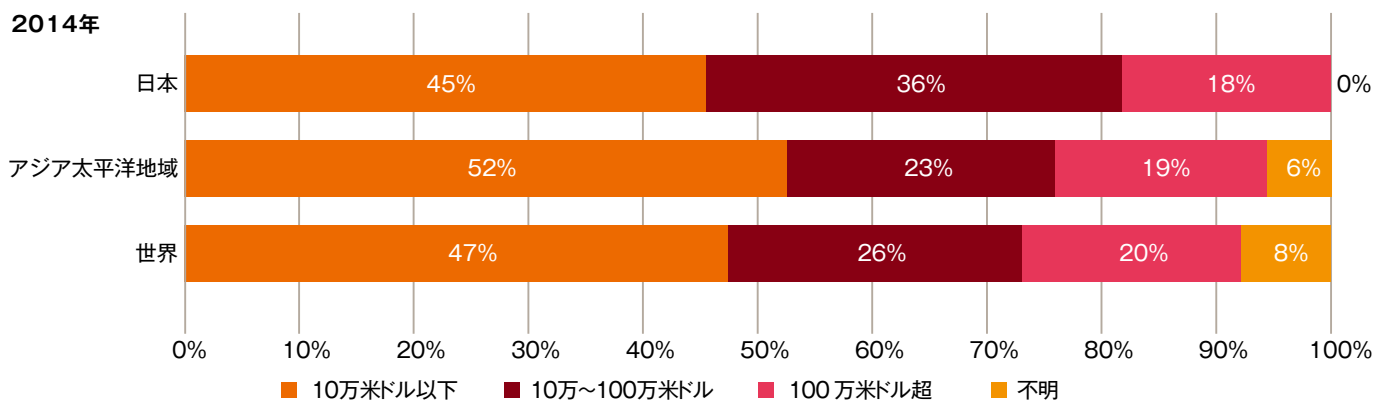
1社当たりの被害額についての調査結果を見ると、日本では「10万米ドル以下」と比較的少額の被害であると回答した企業が2014年の結果と比べて17%も減少した。これに対し、比較的高額の被害にあたる「100万米ドル超」との回答が5%増加した。これは「不明」の回答を除いた場合、全項目の中で最も大きい増加となっている。加えて、世界・アジア太平洋地域と比べ、「10万米ドル～100万米ドル」以上の被害に遭ったと回答している企業が圧倒的に多いことも注目すべき点である(図6・7)。

図6 1社当たりの経済犯罪被害額



※四捨五入により100%とならない場合があります

図7 1社当たりの経済犯罪被害額



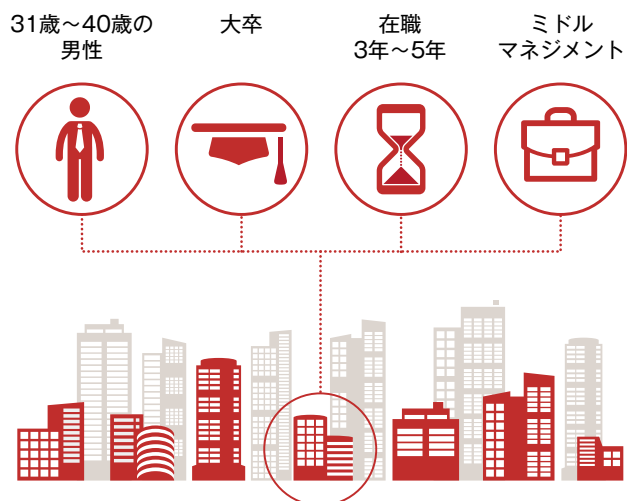
※四捨五入により100%とならない場合があります



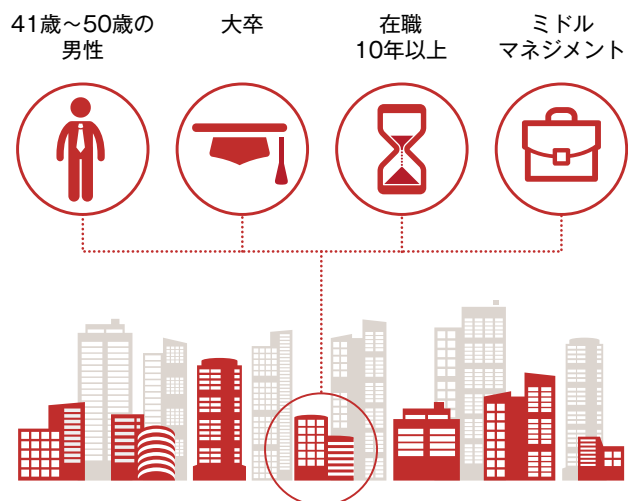
この結果から日本では、1社当たりの被害件数は「少ない」と回答している企業が増えているにもかかわらず、1社当たりの被害額は「高い」と回答している企業が増えていることが分かる。つまり、日本の経済犯罪の一つ一つが被害の大きい、深刻なものであることを示唆しているといえる。また別の調査からは、日本では勤続年数が長く、年齢・職位が高い社員による経済犯罪が多いという結果が出ている。一般的に職位の高い社員による経済犯罪は内部統制による抑止効果が利きにくいいため、被害が大きくなりやすいと考えられる(図8)。

図8 経済犯罪主犯格の特徴

世界



日本



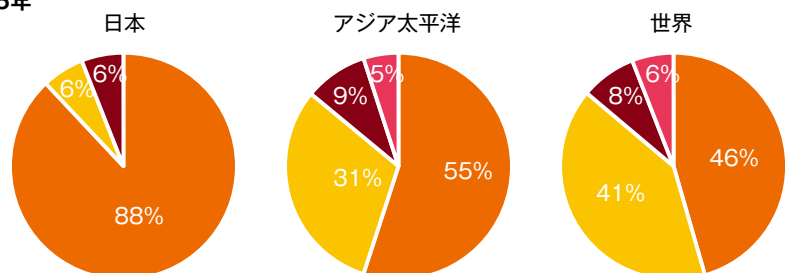
88%の日本企業が、主犯は内部の人間と回答。

不正は主に企業内部で起こっている

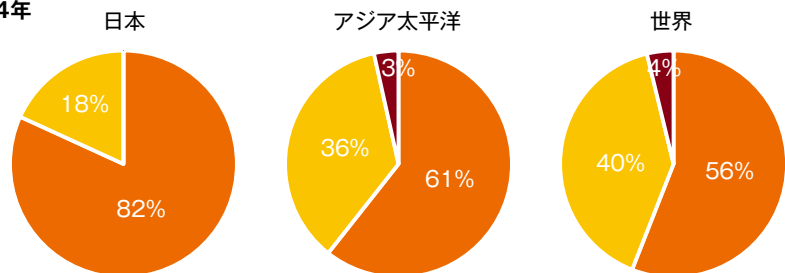
前回と今回の調査結果を比較すると、日本では「内部」の人間が経済犯罪の主犯格であると回答した企業の割合が6%増加して88%となっている。日本では相変わらず「内部」の人間が主犯格である割合が高い。一方、世界・アジア太平洋地域では「内部」の人間が経済犯罪の主犯格であると回答した企業の割合は5%～10%減少している。これは、海外ではサイバー犯罪やマネーロンダリングなど、「外部」の人間による犯罪の被害が日本に比べて多いことも関係していると考えられるため、海外でビジネスを展開している日本企業は、「内部」のみではなく「外部」にも目を配る必要があるといえる。そのため、現在の不正リスク対策を見直す際には、外部からの犯行を予防・検知する統制がきちんと整備されているか、再度確認する必要があるだろう。

図9 企業内部者または外部者による犯行

2016年



2014年

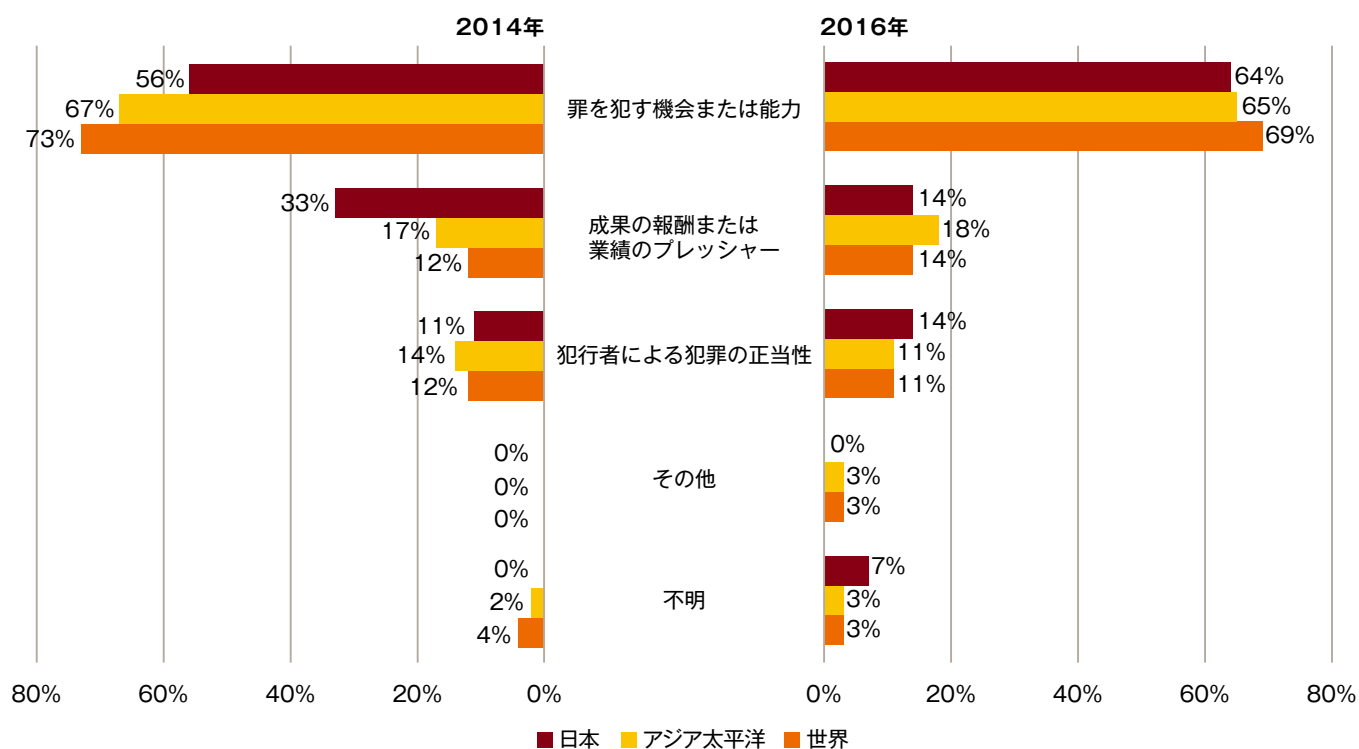


■ 内部 ■ 外部 ■ 不明 ■ どちらともいえない

※四捨五入により100%とならない場合があります

不正の3要因(不正のトライアングル)として、「機会」、「動機」、「正当化」があり、一般的に不正行為はこれらの三つ全てがそろった時に起こると考えられている。この3要因のうち、組織内の犯行者による経済犯罪に最も寄与した要因は何かという質問を行った。調査の結果、「罪を犯す機会または能力」との回答が一番多く、世界全体・アジア太平洋地域・日本で共通の結果となっている。特筆すべき点として、前回の調査から引き続き他の2要因をはるかに上回る結果となっており、「内部」の人間に不正を行う隙を会社自身が与えてしまっているといえる。「内部」による犯行を予防し犯行のチャンスを与えないためにも、企業内での適切な統制環境の醸成が肝要であるといえる。

図10 組織内犯行者による経済犯罪に寄与する要因



44%が経済犯罪発覚理由は、「偶然」。

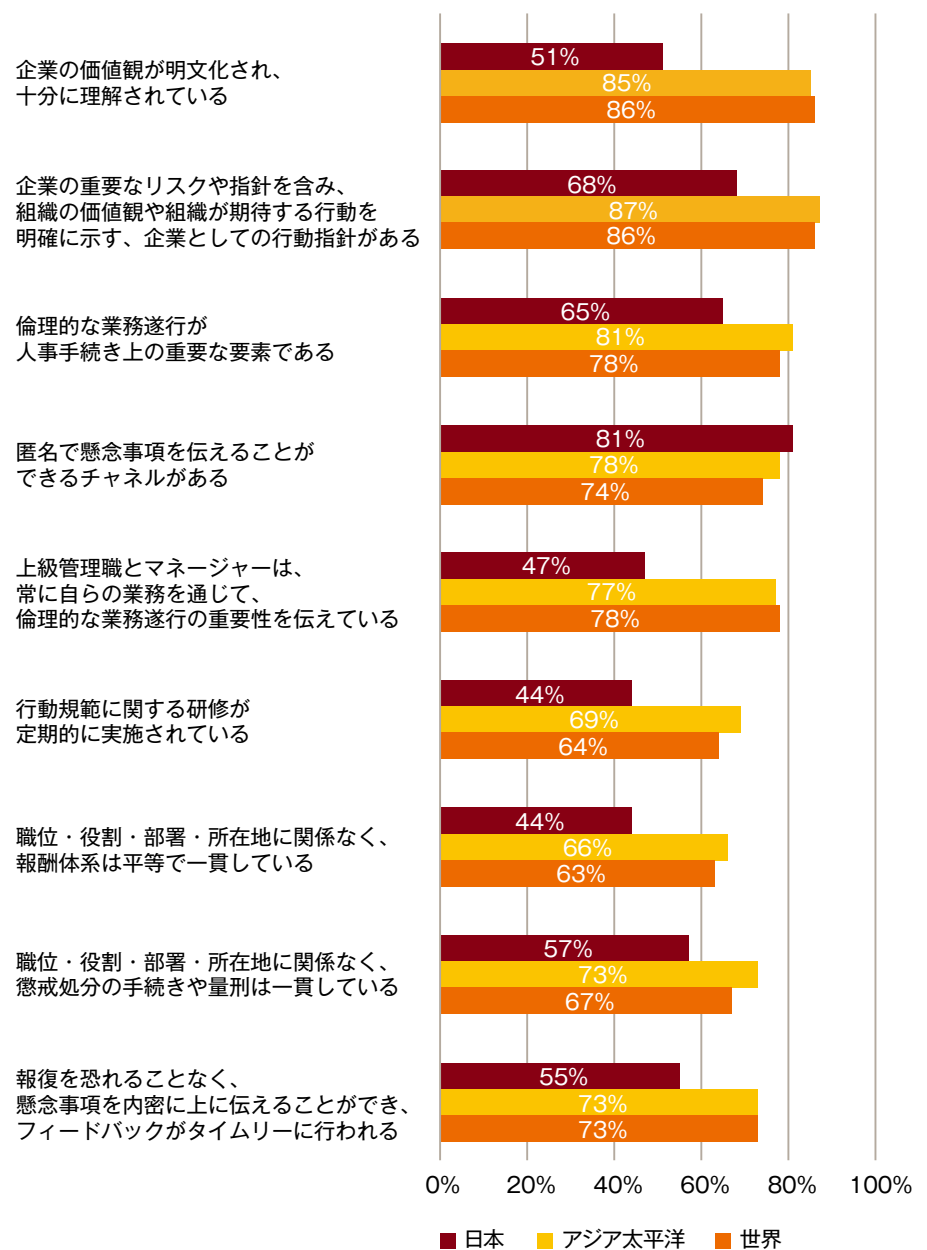
内部統制 — 統制環境の改善が必要

企業が不正発見および防止のために導入している内部統制システムは果たして適正に機能しているのだろうか。これに関連し今回の調査では、内部統制の基本的要素のうち、「統制環境」に関する質問を行った。統制環境とは、組織の風土を決定し、組織内の全構成員の統制に対する意識に影響を与えると共に、他の基本的要素の基礎をなすものである。内部統制の他の基本的要素がどれだけ整備されていても、統制環境が整っていない状態ではそれらは効果を発揮しない。

企業倫理とコンプライアンスに対する認識(統制環境)に関する質問について、日本は一つの項目を除き、「同意・強く同意」と回答した企業が少なかった(図11)。この結果は、日本企業の統制環境に対する認識が世界・アジア太平洋地域と比較して、総じて低いことを意味していると考えられる。前述のとおり、統制環境は内部統制の基本的要素の根幹をなすものであることを考えると、危惧すべき状況であるといえる。

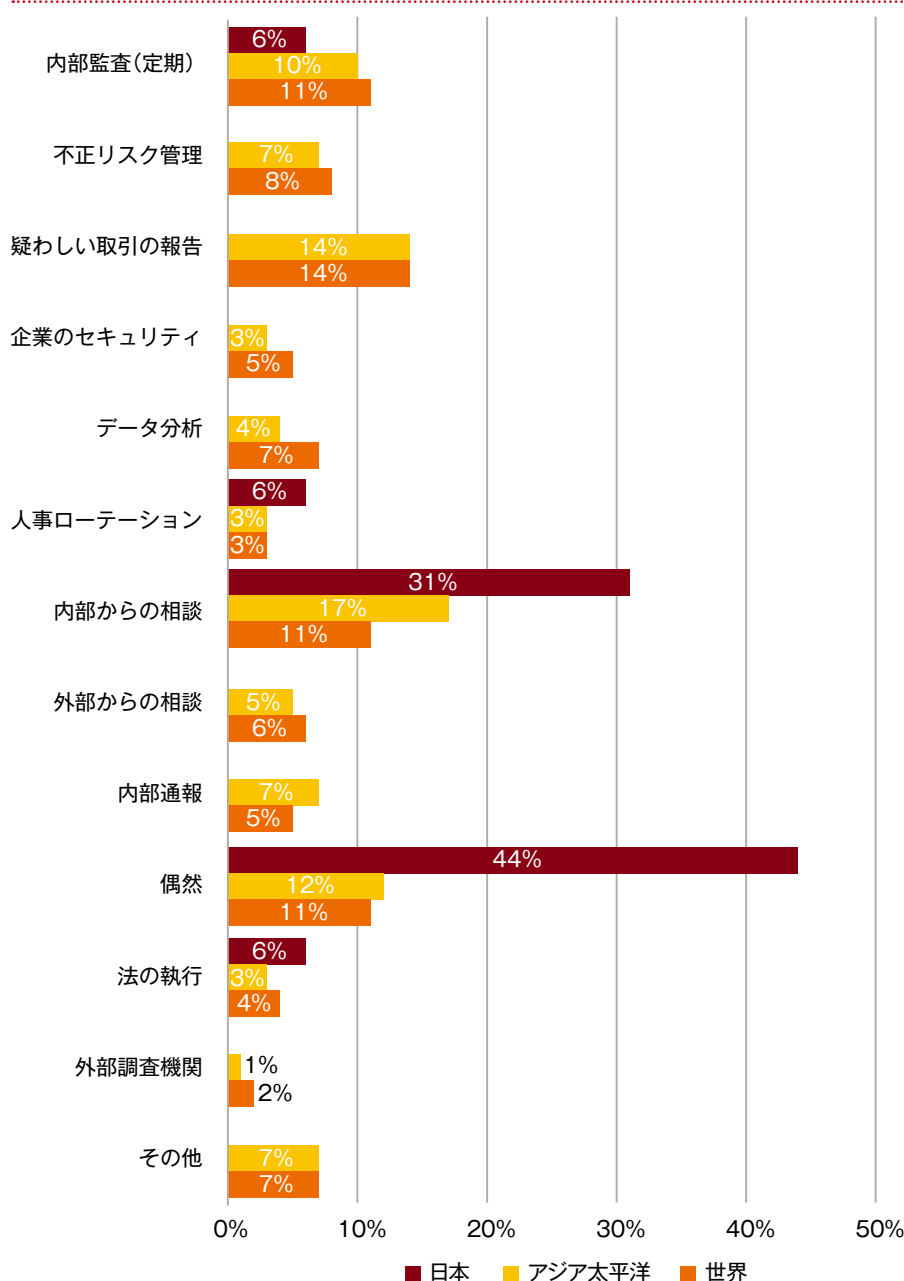
図11 企業倫理とコンプライアンスの認識(統制環境)

「同意・強く同意」の回答を集計



※四捨五入により100%とならない場合があります

図12 経済犯罪の発覚理由



※四捨五入により100%とならない場合があります

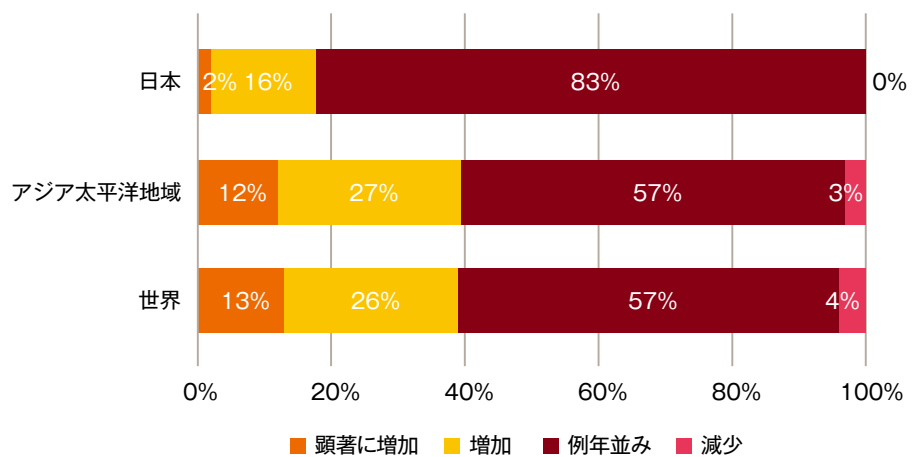
これに関連して、経済犯罪が発覚した理由に関する調査結果(図12)を見ると、日本企業で最も多かった回答は「偶然」の44%であった。これは世界・アジア太平洋地域の企業と比較して圧倒的に高い。また、「内部通報制度によらない報告(内部からの相談)」と回答した企業が31%と多いことも日本における特徴といえる。これは①内部通報制度を整備している企業が少ないか、②整備されていても制度の認知度が低いために利用されていないか、あるいは③整備も認知もされているが何らかの理由により制度を利用する人間が少ないか、いずれかの原因によるものと考えられる。

上記より、日本企業の内部統制は、社員一人ひとりの倫理観に頼っている部分が大きく、統制環境の整備に対する意識が高いとはいえない。その結果、内部統制が本来予定されている機能を十分に発揮できていないと考えられる。日本企業の今後の課題は、統制環境の向上にあると言ってよい。



過去2年間で経済犯罪対策にかけた費用についての質問をしてみると、統制環境の整備に対する意識の低さに起因してか、費用が「顕著に増加」、「増加」と回答した日本企業が世界全体・アジア太平洋地域と比較して少なく、両回答合わせて18%という結果になった。さらに、「例年並み」と回答した企業が83%と大多数を占めた(図13)。アジア太平洋地域および世界の結果が、「顕著に増加」、「増加」とした回答が39%となっているのと比べると、日本企業の経済犯罪対策に対する意識の低さがうかがえる。日本企業は、不正や不祥事が起こった後には再発防止対策などに費用をかけるが、問題が顕在化する以前に、予防や早期検知といったプロアクティブな対策に費用をかける企業が少ないという特徴があるといえる。

図13 過去2年間で経済犯罪対策にかけた費用



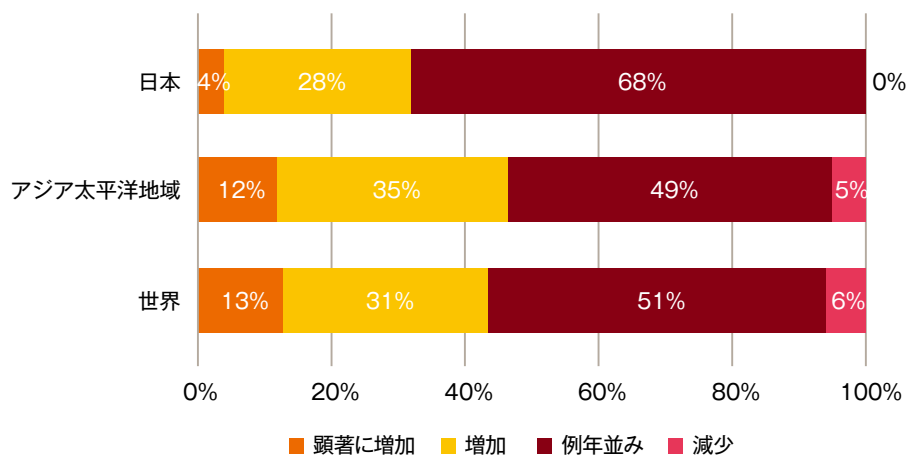
※四捨五入により100%とならない場合があります





一方、「今後2年間で経済犯罪対策にかかる予定の費用」についての調査結果を見てみると、日本企業の32%が「顕著に増加」、「増加」と回答している。過去2年間とは対照的に、今後経済犯罪対策に力を入れようという姿勢が読みとれる。しかし、経済犯罪対策に対して費用をかける意識は、世界全体・アジア太平洋地域の企業と比較するとまだ低い水準にあるということも分かる(図14)。前述のとおり、経済犯罪の被害に遭ったと回答した企業の割合が高まっていることを考えると、日本企業は経済犯罪対策の取り組みを今後さらに強化していく意識を持たなければならないといえよう。

図14 今後2年間で経済犯罪対策にかかる予定の費用



※ 四捨五入により100%とならない場合があります



自浄作用の向上を目指す日本企業。

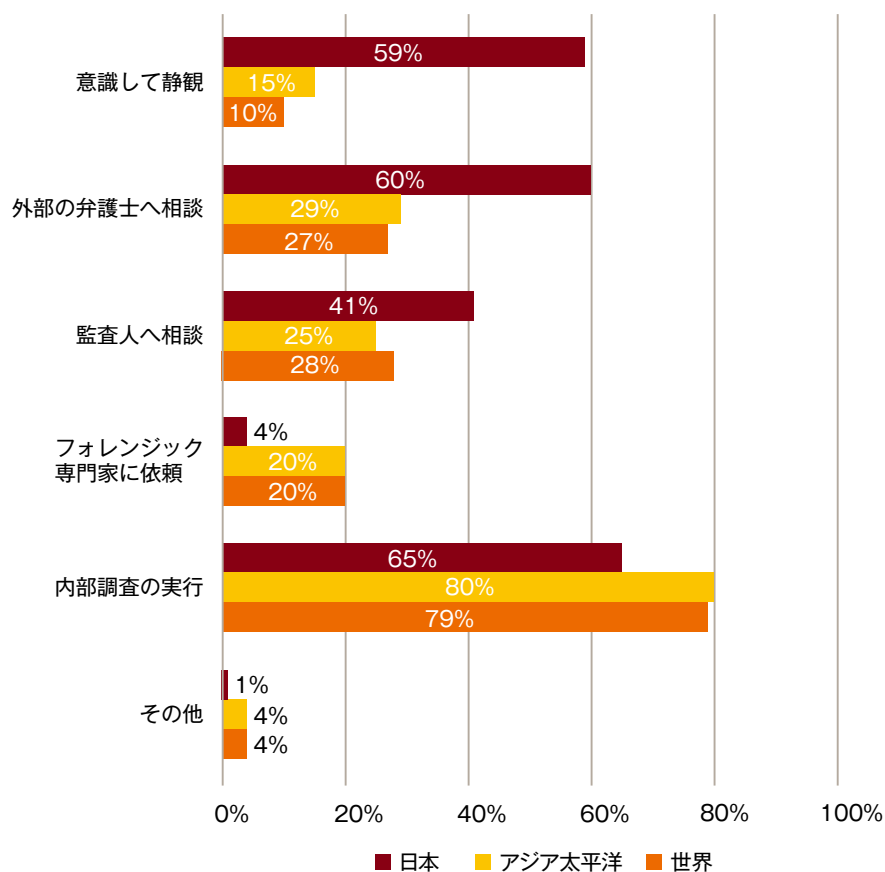
内部調査の実行 **65%→76%**

フォレンジック専門家に依頼 **4%→13%**

日本企業は不正を自ら把握・対処することを重視している

不正が発覚した際の企業の対応方法について調査を実施したところ、日本企業は「意識して静観」と回答した企業の割合が世界・アジア太平洋地域の企業の割合と比べて格段に高いことが判明した。これは、不正が発覚した際の対処方法が確立されておらず、とりあえず静観して対処法を探るという日本企業の特徴が表れていると考えられる。

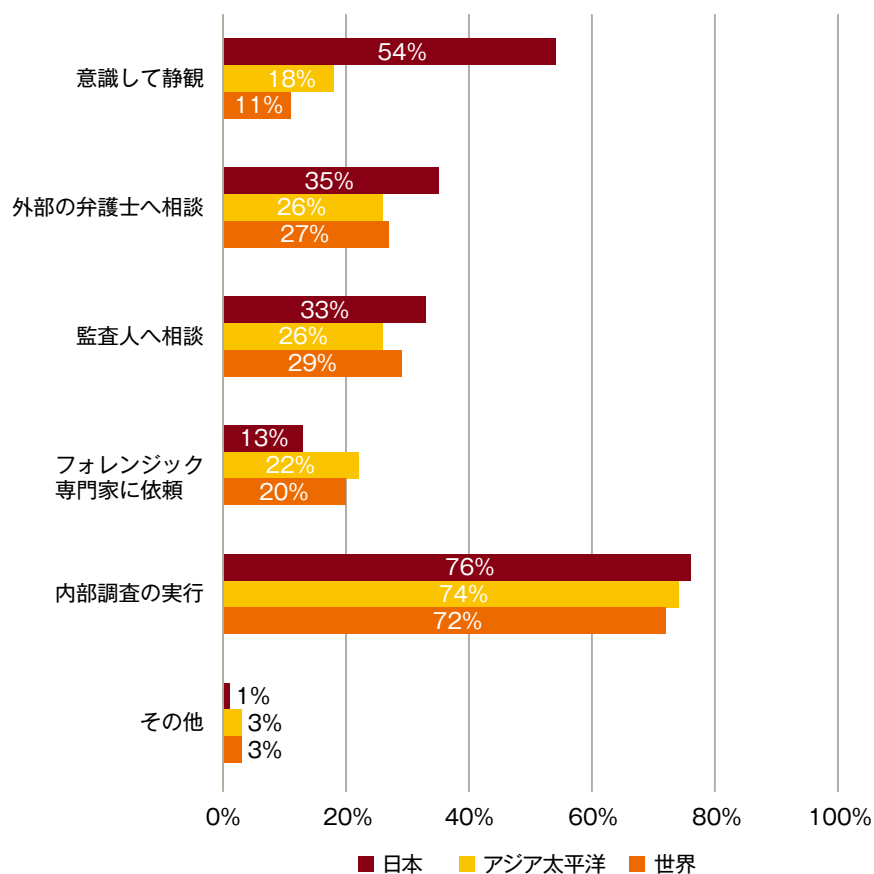
図15 不正が発覚した際の対応(2014年)



※四捨五入により100%とならない場合があります

また、前回と今回の調査結果を比較した際に「外部の弁護士へ相談」・「監査人へ相談」の回答が減少して、「フォレンジック専門家に依頼」・「内部調査の実行」の回答が増加していることも特徴的な変化として挙げられる。これは、フォレンジック専門家の認知度が上がってきたこと、および不正をなるべく自社内だけで対処しようとする姿勢が強まっていることを示唆していると考えられる(図15・16)。不正に対し積極的に対峙し、専門家を活用して不正を早期に解決しようとする企業と、まだ対処法が確立されておらず、それを探っている段階の企業との二分化が進んでいるのではないかと推察される。

図16 不正が発覚した際の対応(2016年)



※四捨五入により100%とならない場合があります

不正リスク評価に対する意識は前回の調査時と比べると若干高くなっているが、引き続き理解を深めていく必要がある。

企業を取り巻く不正リスクの把握

不正リスクの評価を過去2年間どれくらいの頻度で行っているかという質問に対し、前回の調査時、日本では評価を全く行っていない企業の割合が世界・アジア太平洋地域と比べ高い傾向にあった(図17)。今回の調査でも引き続き高い傾向にあり、その差は若干ではあるが縮小され、日本では24%、アジア太平洋地域では23%、世界全体では22%となった。一方でリスク評価頻度は「不明」という回答が全体的に増加するという結果となった(図18)。

そもそも不正リスク評価はなぜ必要なのだろうか。内部統制システムは、一度構築すれば不正を全て予防または発見することができるというものではない。企業が何をリスクとしてとらえるかを継続的に再定義し、内部統制システムの在り方を常に見直しを続けることが重要となる。不正リスクを評価することは、つまり企業が直面しているまたは直面する可能性のある不正の実態を認識・分析することであり、不正に対して抗体力の強い体制を構築する上でのスタートポイントとなる。世界情勢が目まぐるしく変化する中、何をリスクとしてとらえるかは非常に難しい課題であるが、経済犯罪が企業に与える影響を考えると避けては通れまい。

図17 不正リスク評価の頻度(2014年)

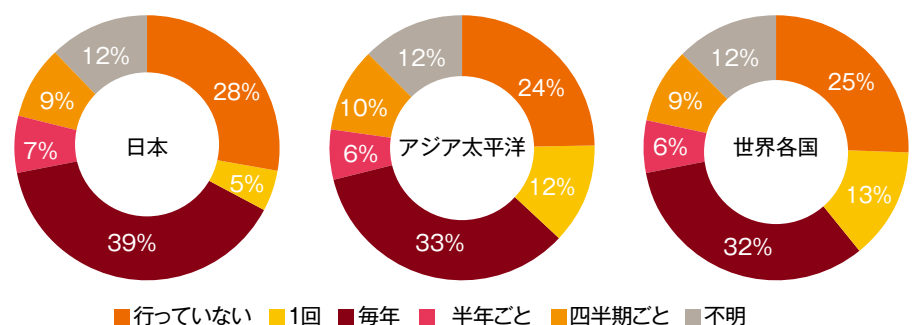
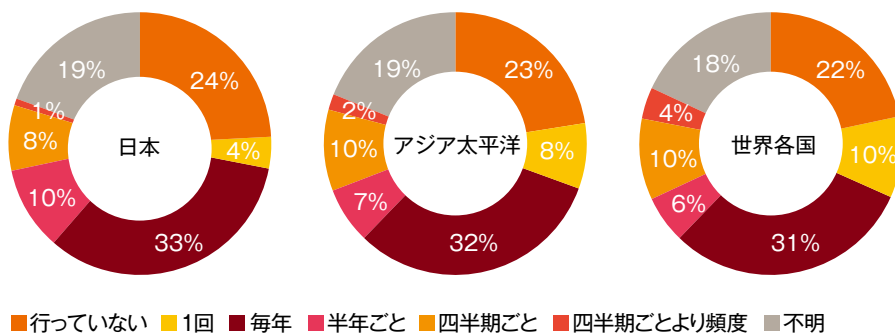




図18 不正リスク評価の頻度(2016年)



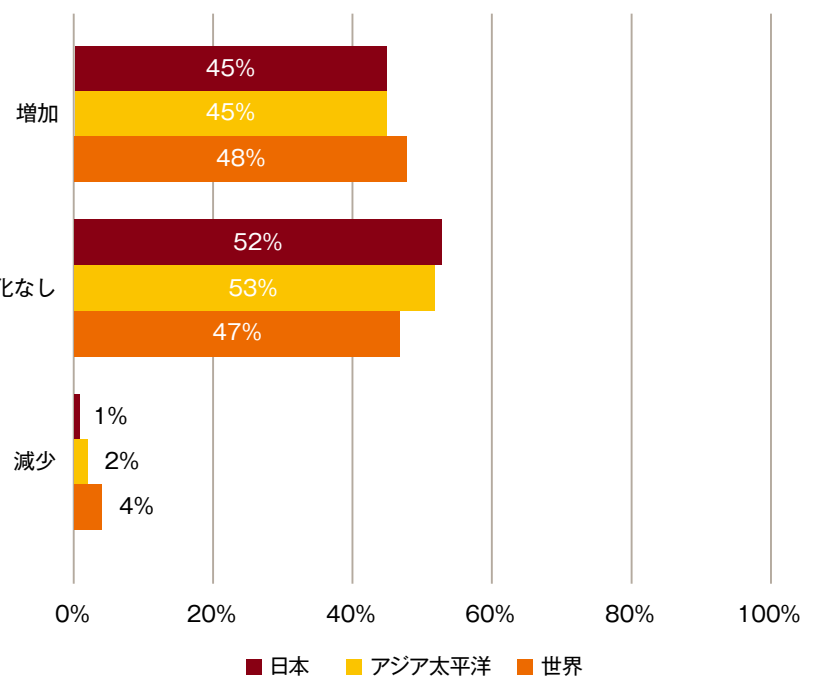
※四捨五入により100%とならない場合があります

世界全体で見ると今やサイバー犯罪は、2番目に多く報告されている経済犯罪。
過去2年間に被害に遭った経済犯罪のうち「サイバー犯罪」と回答した企業：
24%(2014年) → **32%**(2016年)

サイバー犯罪の脅威とその対応計画

今回の調査結果では、世界全体でサイバー犯罪の発生件数が増加傾向にあり、種類別でも2番目に多いものとなった(前回は4番目)。サイバー犯罪が主な経済犯罪の中でも唯一増加したことは特筆すべき点である。日本企業に着目すると、前回と比べ今回の調査結果では、サイバー犯罪に対するリスクが増加したと回答する企業が10%以上増加している。また、前回調査では世界・アジア太平洋地域と横並びであった値が、今回調査では日本が10%ほど抜きん出た結果となった(図19・20)。その要因の一つとしては、昨今のサイバー犯罪に関するメディアでの報道および被害状況の報告が著しく増えているためと思われる。

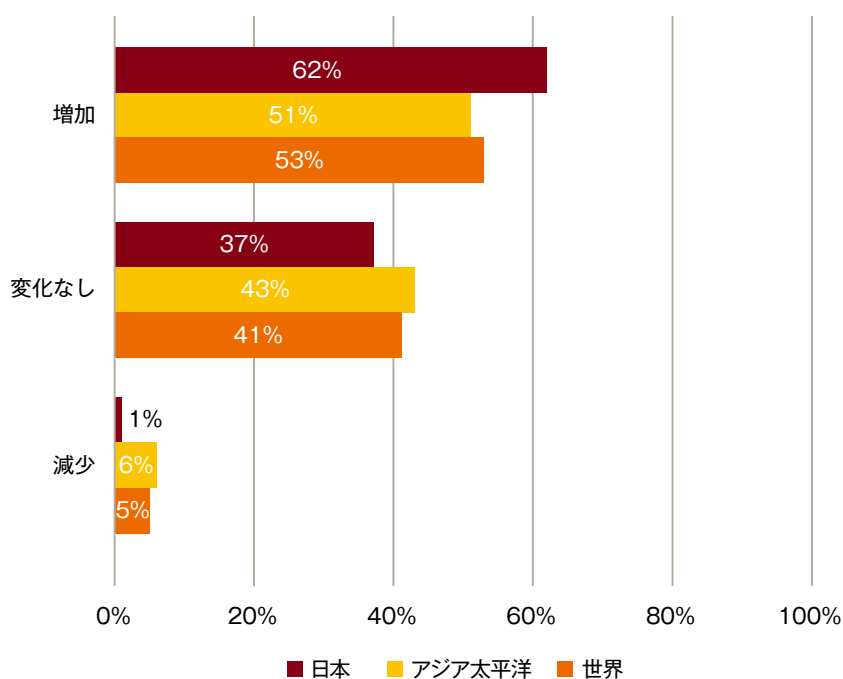
図19 過去2年間ににおけるサイバー犯罪のリスクに対する認識(2014年)



※四捨五入により100%とならない場合があります

一方現状では、ほとんどの日本企業は直面するリスクに対して十分な準備ができておらず、サイバー犯罪の仕組み自体の理解が十分であるとはいえない。また高度化するサイバー攻撃に対して事前予防的な対策だけではもはや防ぎきれないことが想定される。そのため従来の防御主体のセキュリティ対策に加え、攻撃を受けることを前提とした、迅速な対応が可能な体制の構築が今後は重要となってくる。

図20 過去2年間ににおけるサイバー犯罪のリスクに対する認識(2016年)



※ 四捨五入により100%とならない場合があります

脅威のベクトル：5つの種類



国家

サイバー戦争が含まれる。また、被害者には、政府機関、インフラ、エネルギー、有力な知財保有企業などが含まれる。



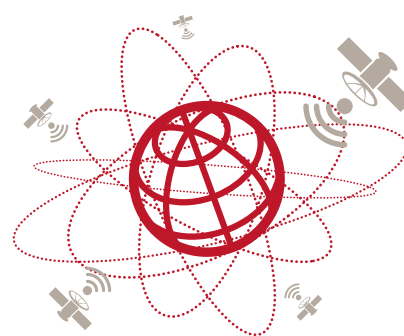
インサイダー

社員に限らず、会社の直接管理下にはないものの、重要情報にアクセス可能な第三者も含まれる。



テロリスト

現時点では比較的初期段階の脅威。脅威には混乱やサイバー戦争などが含まれ、被害者には、政府機関、インフラが含まれる。



組織的犯罪シンジケート

犯罪組織の脅威には財務情報や個人情報の窃盗(インサイダーの共謀による場合もある)が含まれる。被害者には、金融機関、小売業者、医療法人、ホスピタリティー企業が含まれる。



社会的・政治的主張を目的とするハッカー

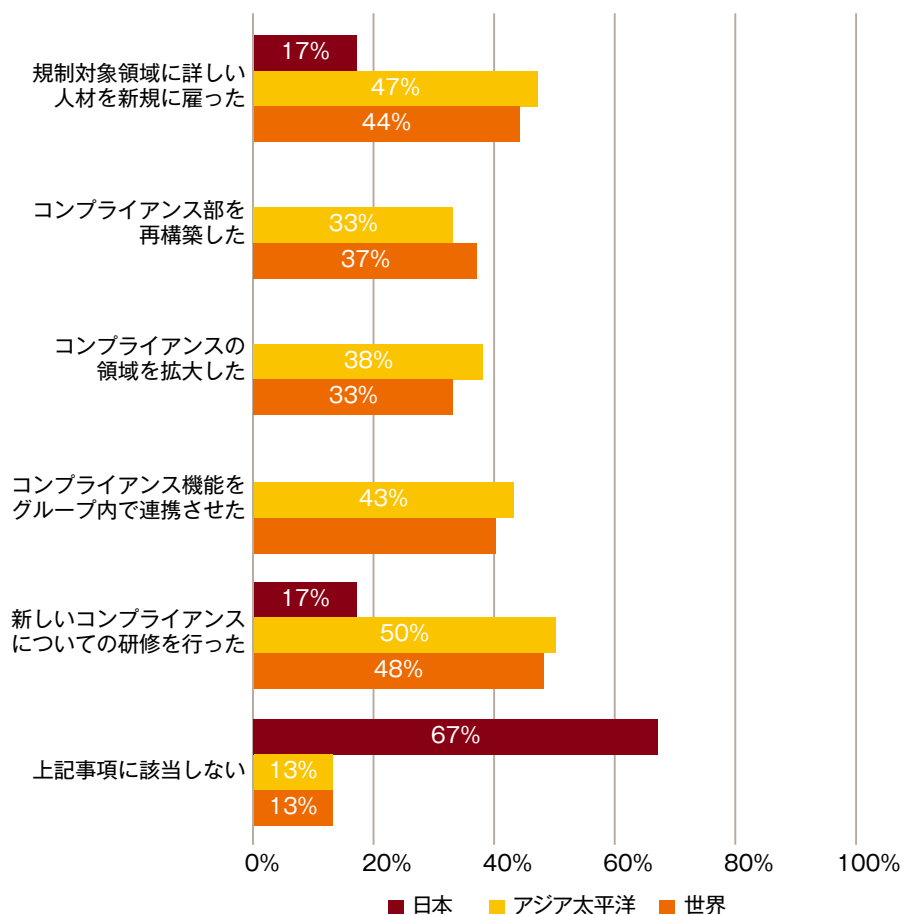
脅威には、サービスの停止、または評判の毀損が含まれる。被害者には、注目度の高い組織や政府が含まれる。被害者にはあらゆる種類の組織が含まれる。

日本はマネーロンダリング／テロ資金供与対策に関するリスク評価への対応が遅れている。

規制の厳格化に伴う査察の急増とリスク評価の重要性

国際的テロ組織による活動が全世界的に活発化している昨今、テロ組織への資金の流れを断つためのマネーロンダリング対策およびテロ資金供与対策は、世界中の政府機関が優先課題として取り上げている事項である。これに伴い、AML(Anti-Money Laundering／アンチマネーロンダリング)やCFT(Counter-Financing of Terrorism／テロ資金供与対策)に関する規制の更新頻度が高くなっており、基準も年々厳格化している。規制当局の査察の件数も増加しており、今回の経済犯罪実態調査グローバルレポートでは、5社中1社の金融機関が過去に規制当局による査察を経験したという結果であった。

図21 過去2年間のコンプライアンス規制環境の変化
(AML／CFT対策含む)にどのように対応したか



規制当局の査察を受けた場合、会社の対応次第では、取引停止などの法的措置や課徴金などの制裁を受けることにもなりかねない。特に昨今のテロ事件の多発に伴い、CFTの制裁措置はますます拡大し、複雑な状況になっている。FATF (Financial Action Task Force on money laundering / 資金洗浄に関する金融活動作業部会) が世界各国に対し、テロ資金供与対策の取り締まりを強化したため、日本でも2014年にテロ資金提供処罰法が改正され、従来は資金提供のみが処罰の対象であったものが、不動産の提供も処罰の対象に加わった。違反した場合は10年以下の懲役または1千万円以下の罰金が科せられるとともに、企業イメージの低下や株価への影響などが懸念される。

規制強化や規制対象の拡大に伴い、日本企業も追加対応を迫られることになった。ただ、規制環境が変化していることは認識していても、とりあえず様子を見る保守的姿勢にある企業が多いのが日本の現状である。実際に規制環境の変化に対して具体的な行動を起こしている日本企業は少なく、グローバルスタンダードと比べても大きく後れを取っている(図21)。そのため、今後はより積極的にAML / CFTのリスク評価を実施し、規制当局の査察を受けた場合でも適切に対応できる体制を構築することが重要である。



予防と有事対応

今回の調査結果に出ているとおり、経済犯罪対策のために今後より多くの費用をかけようという日本企業が増えていることは、経済犯罪の脅威に対する認識が高まってきているからといえそうである。しかし、不正が発覚した際の対応や規制への対応などに関する回答結果を見ても分かるとおり、世界と比較するとあと一歩その水準まで届いていないともいえる。ここ数年でサイバー犯罪が台頭してきたように、経済犯罪自体も変化・進化している。企業は従来どおりの経済犯罪対策の強化に加えて、新たな犯罪への対策も行わなくてはならなくなりつつある。

企業は経済犯罪を起こさないために内部統制の強化・見直しを定期的に行い、万が一犯罪が発生してしまった場合には迅速かつ適切な対応を取ることで、被害を最小限にとどめなくてはならない。そのためには平時の自社の取り組みに加え、外部のフォレンジック専門家を活用することも視野に入れて、予防から有事対応までの一貫した計画を立てておく必要がある。



日本のお問い合わせ先

PwC Japanグループ
フォレンジックサービス

PwCアドバイザリー合同会社
03-6212-6880（代表）

佐々木 健仁
パートナー
takehito.sasaki@pwc.com

平尾 明子
マネージャー
akiko.hirao@pwc.com

上野 俊介
マネージャー
shunsuke.ueno@pwc.com

奈良 隆佑
マネージャー
ryusuke.nara@pwc.com

PwCコンサルティング合同会社
03-6250-1200（代表）

ホンマ シン
パートナー
shin.s.honma@pwc.com

www.pwc.com/jp

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社（PwCあらた有限責任監査法人、PwC京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人、PwC弁護士法人を含む）の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose（存在意義）としています。私たちは、世界157カ国に及ぶグローバルネットワークに223,000人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.com をご覧ください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/thoughtleadership.html

発刊年月：2017年7月 管理番号：I201704-2

©2017 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.